

愛知県立豊川特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

学校は、児童生徒にとって安全・安心な場所であってはならない。いじめについては児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという認識をもち、学校全体で組織的に指導、対応にあたりたい。

本校は、小学部から高等部までの児童生徒が在籍する知的障害の特別支援学校である。多くの児童生徒は、コミュニケーション能力の弱さから相手の気持ちを読み取ることや自分の思いを上手く伝えることが不得手である。これらが原因で人間関係のトラブルが発生し、いじめに発展することも考えられる。

そこで、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義な教育活動に取り組むことができるよう、日常的ないじめ防止に向けた指導体制を定め、それぞれの発達段階に応じて、いじめに対する未然防止、早期発見に努める。もしも、いじめやいじめが疑われる事態があった場合、その解決に向けて学校全体が速やかに対処できるようにするなどの学校の体制を定める。

2 「いじめ」についての基本的な考え

(1) 本校の捉え方

愛知県立豊川特別支援学校いじめ防止基本方針におけるいじめの定義を以下のようにする。

「いじめ」とは、相手が嫌がることを言ったり、したりすることにより、それを受けた友達が心身ともにストレスと感じた場合を言う。(インターネットを通じて行われるものも含む) その行為が、障害に起因するとしても「いじめ」として適切に対応する。

(2) 各部の配慮事項

ア 小学部

小学部の段階では「本当は仲良くしたいのに、たたいたり押したりなどの行為で気持ちを表す。」「遊びに誘ってほしいけど誘われず悲しい思いをする。」など、子どもたちは友達との関わりに苦痛を感じることもある。教師が介入し友達との適切な関わり方を教える必要がある。また、学校の教育活動全体を通して友達と仲良くする気持ちよさを体験させ心の成長を図っていくことが大切である。

イ 中学部

中学部の段階では、「ばか」「きたない」など相手を傷つける言葉を言ったり、あの子とは手をつながないという行動で表現したりすることがある。また、いたずらや悪ふざけから相手をたたく、物を隠すという行為が見られる。友達との望ましい人間関係を結び、思いやりの気持ちをもてるように指導していく必要がある。教師の見ている場面であることが多いため、その都度、該当生徒の障害や理解程度に応じた指導を続けていくことである。

ウ 高等部

高等部においては、これまでの様々な人間関係の中で、いじめを見たり受けたりした者もいる。周りの生徒の言動をその意味を十分に理解しないまま、興味本位で模倣する可能性がある。

また、表現力が乏しく、相手を傷つけるような不適切な表現や誤った情報伝達などから、思い違いや勘違いが生じ、いじめに発展する危険性もある。

さらに、相手の感情を汲み取れず、思うままに口に出してしまうことも、相手や本人のいじめにつながる可能性がある。

生育の背景や障害特性などを十分に理解し、いじめ防止に努めなければならない。

3 基本方針について

(1) いじめの未然防止

「あいさつ運動」を行い、小学部では、友達の輪を広げること、中高等部では、円滑な人間関係の育成を目指す。「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」に加えて「笑顔でありがとう」という挨拶ができる学校環境にし、相手に対して感謝の気持ちを育む。挨拶を通して、友だち作りの輪を広げ、さらに相手に対して感謝の気持ちを育てることにより、相互の信頼関係を築くことでいじめについて未然防止につながると考える。

(2) いじめの早期発見

いじめはどこにでも起こりうるという認識のもと、いじめの早期発見に向けて、毎日実施している健康観察等を通して、児童生徒一人一人の心身の健康について把握し、些細な兆候を見落とさないよう心がける。そのために、学校と家庭の連携を図り、いじめに発展しそうな兆候や懸念についての情報を学年会や部会等で情報を共有し、組織的に対応できる体制を整えていきたい。また、児童生徒の状況に応じて、年2回、こころとからだの健康アンケートを実施し、状況の把握に努める。

(3) いじめの早期対応、早期解決

いじめの早期対応として、いじめの発見・通報を受けたら直ちに組織的に対応する。当該児童生徒の障害についての的確な実態把握に努め、被害児童生徒を守り、加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。いじめ・不登校対策委員会の結果を受け、教職員の共通理解、教育相談との連携、保護者の協力、関係機関との連携のもとで取り組む。

4 いじめ防止対策組織について

いじめ防止に向けて、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的を開催する。また、学校生活のいろいろな場面で認識された兆候や、児童生徒及び各家庭や施設からの訴えを把握した後、組織として迅速かつ適切に対応するために、速やかに開催する。

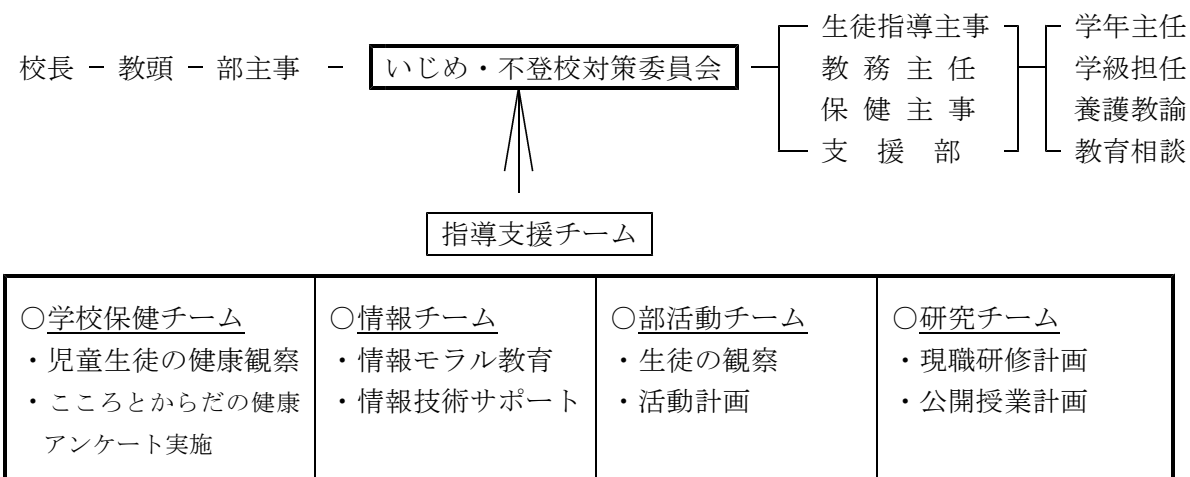
(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、支援部
教育相談係、当該学年主任、当該学級担任

※その他関係者（必要に応じて外部関係者を加える。）

【組織図】

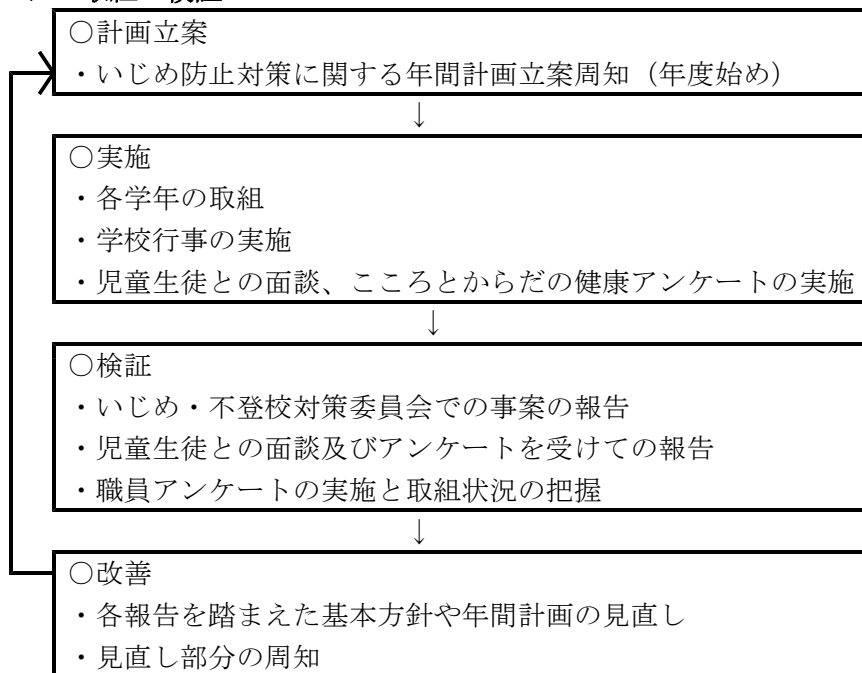


【その他の指導支援チーム】

いじめの状況に応じて、専門的な知識（ネットいじめ等）や関係諸機関からの情報が必要な場合、事案に応じて適切な支援チームを組織する。また、いじめの未然防止及び早期発見に係る活動の計画立案の担当者も必要である。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能について

ア 取組の検証



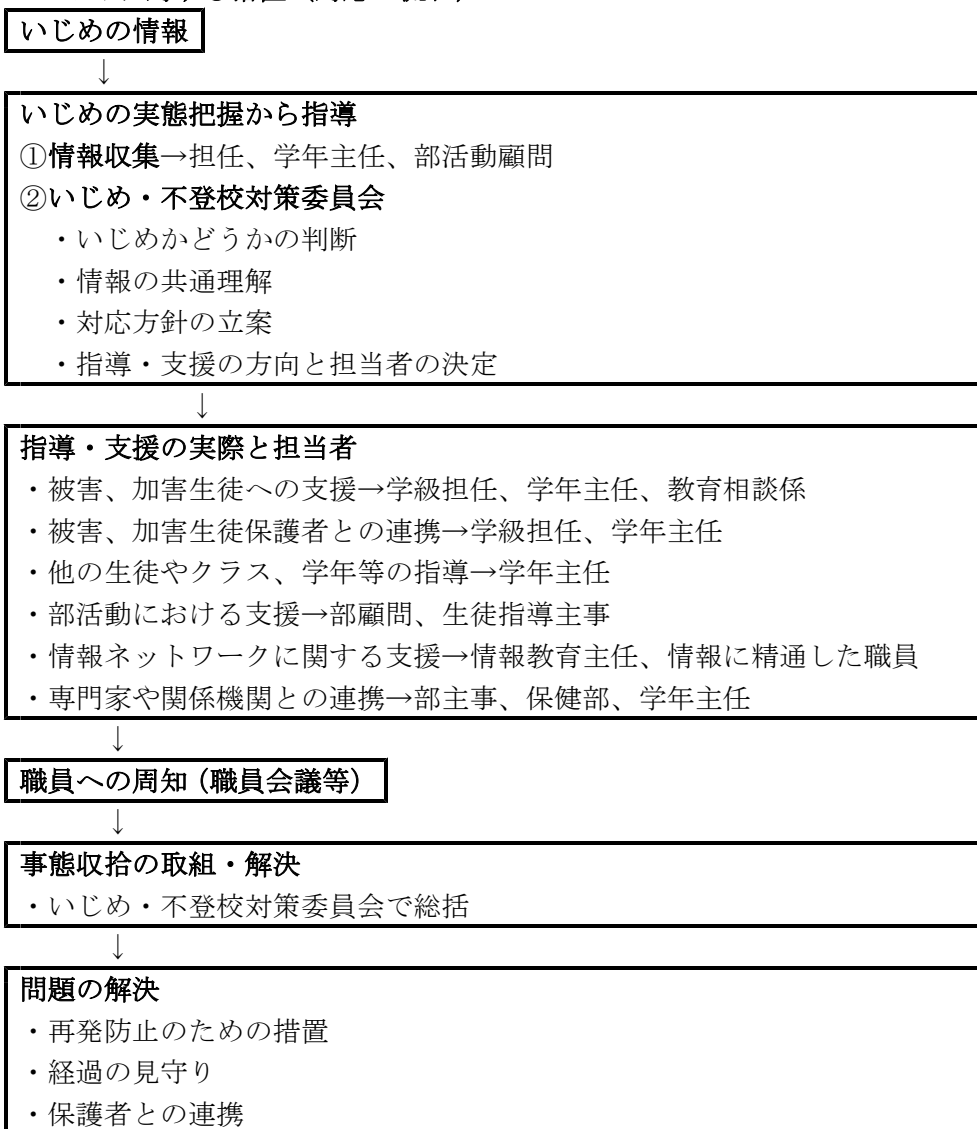
イ 職員への共通理解と意識啓発

- ・年度始めの職員会議で「豊川特別支援学校いじめ防止基本方針」についての説明を行い、係る活動の年間計画について周知する。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・年2回の「こころとからだの健康アンケートアンケート」や「教育相談アンケート」実施後に認識された事案やその後の取組について検討し、職員会議、部会、現職研修等で共通理解を図る。必要があれば、改善に向けての指針を検証する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信

「愛知県立豊川特別支援学校いじめ防止基本方針」及び学校評価における「自己評価」「学校関係者評価」の結果を学校経営案及びホームページに掲載する。

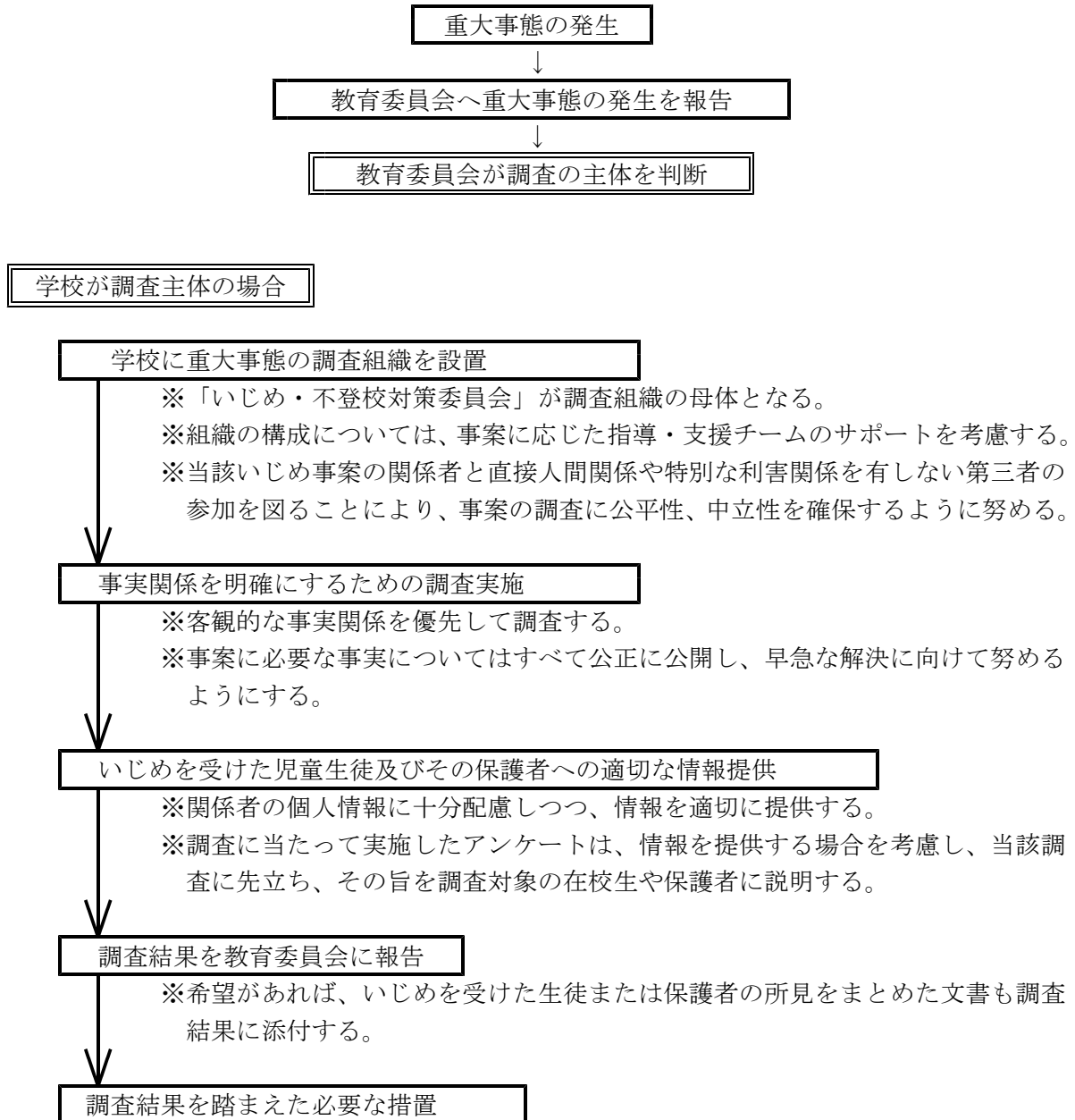
エ いじめに対する措置（対応の流れ）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

校内の調査については、「いじめ・不登校対策委員会」が中心となり、事案によっては外部の専門家を加えて対応するものとする。



5 いじめ防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解を持ち、適切に対応出来る力を養う。 ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実に努める。 ・公開授業を積極的に行い、児童生徒が授業場面で活躍できるための授業改善に努める。 ・体罰はもとより、児童生徒の人権を侵害するような言動に注意を払い、いじめを助長することのないように留意する。 ・情報モラル教育を取り入れ、ネット上の人権意識の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する教員の資質向上、情報の共有と共通理解を図る。 ○「あいさつ運動」（学期はじめ） ○虹のつばさ発行（随時） ○高等部集会において、道徳・人権教育等に関する講話指導。（毎月1回） ○公開授業の実施（随時） ○感謝の集いを実施し、日頃お世話になっている方に対して感謝の気持ちを伝える。 ○人権週間、人権集会の実施（小・中学部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA総会で本校の「いじめ防止基本方針」について報告、連携依頼。（4月） ○「いじめ防止基本方針」を学校HPに掲載。 ○学校関係者評価委員会いじめ防止基本方針の確認。（6月） ○教育相談通信の発行
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は、些細な兆候でも見過ごさず、いじめを積極的に認知するように努める。 ・いじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。 ・こころとからだの健康アンケート（年2回）により定期的に児童生徒の様子を把握し、気になる面があれば、部主事、学年主任等で面談を行って、事実を正しく調査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察…児童生徒一人一人の心身の健康について把握、些細な兆候や変化の観察（毎日） ○こころとからだの健康アンケートの実施（年2回） ○登下校時の観察（毎日） ○朝の教室巡視（毎日） 	○連絡帳の活用
早期対応・早期解決	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめが発覚した場合は、「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。 ・被害児童生徒の保護を第一優先に対応する。 ・加害児童生徒には、教育的配慮のもと、いじめは絶対許さないという姿勢で指導や支援を行う。 	○いじめ事案については、組織的に対応（3の（2）のエ「いじめに対する措置」を参照）	

	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実の調査を公正に行うとともに、事実関係が明確になったら、教職員全体に周知して共通理解を図る。 ・被害及び加害児童生徒の保護者、施設職員と連携して解決に取り組むとともに、必要に応じて専門家との連携も視野に入れて取り組む。 ・ネット上のいじめに対しては必要に応じて地元警察署との連携を図る。 		
点検・検証・見直し		○職員向けアンケート（各学年会で集約）12月～1月に実施し、アンケートの結果や取組の状況、問題点を検証する。→部会で報告。	○学期末保護者会等できこころとからだの健康アンケートの結果報告。（保護者からの意見を集約し、各学年や学級担任に戻す）

6 年間指導計画

月	未然防止の取組	早期発見の取組	委員会の動き	連携
4	○あいさつ運動 ○虹のつばさ発行 ○高等部集会	○健康観察 ○朝の教室巡視 ○登下校時の観察 ○教育相談連絡会	○職員会議 (第1回いじめ・不登校対策委員会)	○学校関係者評価
5	○虹のつばさ発行 ○中学部集会 ○高等部集会	○健康観察 ○朝の教室巡視 ○登下校時の観察 ○教育相談連絡会		
6	○虹のつばさ発行 ○高等部集会	○健康観察 ○朝の教室巡視 ○登下校時の観察 ○教育相談連絡会 ○きこころとからだの健康アンケート実施		
7	○教育相談アンケート ○虹のつばさ発行 ○高等部集会 ○小学部集会	○健康観察 ○朝の教室巡視 ○登下校時の観察 ○教育相談連絡会	○第2回いじめ・不登校対策委員会	
8		○いじめ相談強化週間	○夏季研修（講話）	

9	○あいさつ運動 ○虹のつばさ発行 ○高等部集会	○健康観察 ○朝の教室巡視 ○登下校時の観察 ○教育相談連絡会		○学校関係者評価
10	○虹のつばさ発行 ○高等部集会	○健康観察 ○朝の教室巡視 ○登下校時の観察 ○教育相談連絡会		
11	○教育相談便り発行 ○中学部集会 ○高等部集会	○健康観察 ○朝の教室巡視 ○登下校時の観察 ○教育相談連絡会 ○こころとからだの健康アンケート実施	○現職研修（講話）	
12	○人権集会（全校） ○教育相談アンケート ○教育相談便り発行 ○小学部集会 ○高等部集会	○健康観察 ○朝の教室巡視 ○登下校時の観察 ○教育相談連絡会	○第3回いじめ・不登校防止対策委員会	
1	○あいさつ運動 ○高等部集会 ○教育相談便り発行	○健康観察 ○朝の教室巡視 ○登下校時の観察 ○教育相談連絡会		○学校関係者評価 ○感謝の集い
2	○教育相談便り発行 ○中学部集会 ○高等部集会	○健康観察 ○朝の教室巡視 ○登下校時の観察 ○教育相談連絡会		
3	○教育相談便り発行 ○小学部集会	○健康観察 ○朝の教室巡視 ○登下校時の観察 ○教育相談連絡会	○第4回いじめ・不登校防止対策委員会	○学校関係者評価

7 その他

○いじめについての取り組みに対する点検・検証・見直しについて、学校HPに公開することで学校や家庭、地域や関係機関との連携を図る。

○学校評価（自己評価、学校関係者評価）に取り上げることにより、不断の見直しができるようにする。

○いじめに関する教員の資質向上のため校内研修を実施する。